

亶理町監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成 25 年 2 月 27 日

亶理町監査委員 齋藤 功

亶理町監査委員 安藤 美重子

記

1 監査の期間及び場所

- 期 間 ① 平成 24 年 5 月 30 日(水) (公有財産)
② 平成 24 年 11 月 8 日(木) ~ 平成 25 年 2 月 15 日(金)
までの 15 日間

場 所 監査委員事務室及び現地、出先機関

2 監査の対象

- ① 都市建設課、総務課、福祉課
② 全 14 課、教育委員会、農業委員会事務局及び議会事務局並びに出先機関（荒浜中学校・逢隈中学校・荒浜小学校・長瀬小学校・亶理保育所・荒浜保育所・吉田保育所・荒浜児童館・学校給食センター・図書館・郷土資料館・中央公民館）

3 監査の目的及び着目点

- ① 平成 23 年度に取得した公有財産の管理状況について、都市建設課、総務課、福祉課より資料の提出を求め、担当課長及び担当者から説明を受けて、現地調査を行い適否について監査した。
- ② 『亶理町監査基準』に基づき、各課（局）各施設から提出された監査調書・関係書類帳簿等により担当者から説明を聴取するとともに、事務事業及び経営管理が適法・適正に計画的、経済的、合理的かつ効率的に執行されているかについて監査した。
- また、それぞれ下記の個別監査事項について監査を実施した。

4 監査の結果と意見

- ① 公有財産の取得については、その執行が目的に沿って適正に執行されており、関係書類及び台帳は、いずれも適正に整備されていることが認められた。また、管理状況について現地調査を行ったところ、良好に管理されていることが認められた。

<建物> 亘理町サポートセンター (新築) 115.66 m²
亘理町水防倉庫 (改築) 100.28 m²

- ② 財務に関する事務の処理及び事業の管理、事務の執行については、適法・適正・合理的かつ効率的に実施されているものと認められた。